褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年五月二十四日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

くら寿司株式会社
H・U・グループホールディングス株式会社
エバグリーン廣甚株式会社
株式会社ＦＡＣＴ
株式会社平安閣
多摩化学工業株式会社
日本毛織株式会社
株式会社ナスタ
福岡アルミ工業株式会社
株式会社カプコン
株式会社シャイン
株式会社ライフサービス
サロン・ド・ヴェール株式会社
協成建設工業株式会社
株式会社ジャック
田中産業株式会社
宗教法人成田山新勝寺
公益財団法人小松育英会
株式会社フジヒサＦＪ
福玉株式会社
エイベックス株式会社
株式会社エフピコ
まるか食品株式会社
株式会社コスモビューティー
医療法人社団宗仁会
阪南理美容株式会社
株式会社アイ工務店
シフトプラス株式会社
株式会社新昭和
中部薬品株式会社
株式会社キンセイ産業
株式会社外林
大山株式会社
古河電気工業株式会社
株式会社畔蒜工務店
育良精機株式会社
ケージーサービス株式会社
鈴野化成株式会社
株式会社朝陽
株式会社南山堂
日東製網株式会社
株式会社西村製作所
渡邊工業株式会社
日本梱包資材株式会社
株式会社アイモバイル
大邦テクノプラント株式会社
原田工業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年五月二十四日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故山口喜六遺族　山口　勝子
故殿岡捷男遺族　殿岡　治子
故三浦孝司遺族　三浦　裕太

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年五月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故片桐熙夫遺族　片桐　真伯
故林文生遺族　林　美代子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

追賞賜杯

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事したので、令和七年五月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故日原恒子遺族　日原　昶

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

追賞賜杯

公同の事務に勤勉したので、令和七年五月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故勝見豊遺族　勝見　弘一

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

官庁報告

官庁事項

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第６条第８項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年６月10日　総務大臣　村上誠一郎

1　受付期間

令和７年６月10日（火）午前８時30分から同年７月10日（木）午後５時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

2　地上基幹放送に係る放送対象地域及び地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）

別表のとおり

3　地上基幹放送の区分

超短波放送（コミュニティ放送を除く。）

4　周波数等

別表のとおり

5　申請書の提出場所及び問合せ先

東北総合通信局　〒980―8795　仙台市青葉区本町三丁目２―23　仙台第２合同庁舎

放送部放送課　電話番号022―221―0671

別表

放送対象地域	送信場所	周波数（MHz）	空中線電力（W）
岩手県	九戸郡野田村	88.0	100

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　占用を制限する区域　区域　備考

秋田県横手市柳田字持田一五一番から同市大屋新町字小松原一五四番四まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十日　東北地方整備局長　西村　拓

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）

次に掲げる組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の２の規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

令和７年６月10日　農林水産大臣　小泉進次郎

品種	名称	申請者
アミラーゼ	ＪＰＢＬ011株を利用して生産されたα―アミラーゼ	ノボザイムズジャパン株式会社